

暑中お見舞い申し上げます。蒸し暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか？これからが夏本番となりますので、ご自愛下さい。

平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられます。

税理士会の会合でも当局のご挨拶は「2年後の10月から法律通りに消費税率が10%に引き上げられます」と、淡々と述べておられます。税率UPに合わせて、低所得者に配慮し、軽減税率制度が実施され、対象品目を取り扱う事業者だけではなく、あらゆる事業者において「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが求められることとなります。

改正時にスムーズな複数税率適用制度開始に向け、事前準備のためにレジ等が必要であり、それに対して補助金が支給されます。政府では、事業者の皆さまの複数税率への対応に向けた取り組みをサポートするため、さまざま施策を講じています。消費税の税率UPとインボイス方式の導入は悲願であります。財務省は森友学園の件で、首相官邸に多大の恩を売ることにより悲願を成就すべくここぞとばかりに嘘と知りながらシラを切り通した。その甲斐あって、国会答弁で有名になった佐川理財局長は国税庁長官に栄転となりました。消費税の税率UPはデフレと不景気を呼び込んで参ります。よって、今回もUPは延期されるであろうと皆が思っています。消費増税でない別の手を考えましょう。

前から申し上げます通りに税理士会は消費税の複数税率制度には反対です。税理士会の建議書においても以下の通り提言しております。

軽減税率（複数税率）制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、税理士会は、単一税率制度の維持を強く主張しており、この基本的な考え方は変わっていない。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む。）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、インボイスが発行できない免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。新聞各社は軽減税率対象業者なので、鋭い突っ込みはいたしません。新聞の購読者数の減少はこんなところが原因かも？社会の公器として自覚して頑張ってくださいと思う。